

大規模施設等への営業時間短縮要請等に関する

京都府緊急事態措置協力金【大規模施設等への協力金】 [令和3年9月13日(月)～9月30日(木)実施分]

— 支給要項 —

京都府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態措置として令和3年9月13日(月)から9月30日(木)までの間、多数の方が利用する大規模施設等に対して、営業時間短縮等の要請(以下「時短要請」という。)を行いました。

本時短要請に御協力いただいた事業者の皆様は、本支給要項により申請してください。

なお、同時期に飲食店に対して要請した営業時間の短縮に対する協力金は、別に定める「京都府緊急事態措置協力金(延長分)【飲食店等への協力金】支給要項」により申請してください。

要請期間	9月13日(月)から9月30日(木)まで	
対象区域	京都府全域	
協力金支給対象者	特定大規模施設の運営事業者	建築物の床面積の合計が 1,000 m ² を超える特定大規模施設(別表1参照)の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の営業時間短縮を決定する権限を有し、要請に応じた者
	テナント事業者	特定大規模施設又はイベント関連施設(別表1参照)の区画について、契約に基づき賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義で出店し、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって、一般消費者向けに事業を営む者であって、要請に応じた者 ※ 特定大規模施設又はイベント関連施設の敷地内において、当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品等の移動販売を継続的に行う者を含む。
	映画配給事業者	特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ作品を配給し、配給する作品の上映回数が、映画館の営業時間の短縮により減少した事業者
	非飲食業カラオケ事業者	食品衛生法に基づく飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けていない床面積 1,000 m ² 以下のカラオケ店の運営事業者であって、要請に応じた者
支給額	面積等に応じた額を支給(詳細は P.5～12 を参照)	
受付期間 (詳細は P.13 参照)	特定大規模施設の運営事業者	令和3年10月11日(月)～令和3年11月1日(月)
	テナント事業者	令和3年10月11日(月)～令和3年11月15日(月)
	非飲食業カラオケ事業者	
	映画配給事業者	

別表1 (対象施設及び要請内容等)

要請期間	施設区分	施設コード	施設例 (特定大規模施設及びイベント関連施設は床面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	特措法に基づく要請内容※4	支給対象	
9月13日から 9月30日まで	特定大規模施設	商業施設※1	0001	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	営業時間短縮 (5時から20時まで)	特定大規模施設の 運営事業者 及び テナント 事業者
		屋内運動施設※2	0002	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
		屋内遊技施設	0003	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等		
		遊興施設※3	0004	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
		サービス業※1	0005	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		
		映画館等	0006	映画館、プラネタリウム		
	イベント関連施設	劇場等	0007	劇場、観覧場、演芸場等	【イベント開催の場合】 21時までの営業時間短縮 人数上限5,000人かつ 収容率50%以内 【イベント開催以外の場合】 20時までの営業時間短縮	テナント 事業者のみ
		集会・展示施設	0008	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
		ホテル・旅館	0009	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		
		屋外運動施設	0010	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		
		屋外遊戯施設	0011	テーマパーク、遊園地等		
		博物館等	0012	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等		
	非飲食業カラオケ店	0013	食品衛生法に基づく飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けていない、床面積1,000㎡以下のカラオケ店	施設の休止	カラオケ店 運営事業者	

※1 生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く。

※2 屋内運動施設で大会等のイベント開催を行う場合は、イベント関連施設に対する要請の対象です。

※3 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

※4 上記に加え、入場者の整理(人数管理、人数制限、誘導等)をすべての施設に要請

特定大規模施設運営事業者 要件確認フローチャート

別表1に掲げる特定大規模施設の運営事業者ですか。

いいえ

協力金の申請はできません。

はい

各要請期間において、特措法に基づく要請(別表1参照)に協力しましたか。

いいえ

はい

協力金の申請ができます。
(P.5~7(映画館は P.9,10) 参照)

非飲食業カラオケ事業者 要件確認フローチャート

別表1に掲げる非飲食業カラオケ事業者ですか。

いいえ

協力金の申請はできません。
※床面積が1000㎡を超える場合は、特定大規模施設運営事業者要件確認フローチャートも確認してください。

はい

要請期間において、特措法に基づく要請(別表1参照)に協力しましたか。

いいえ

はい

協力金の申請ができます(P.12 参照)。

テナント事業者 要件確認フローチャート

別表1に掲げる特定大規模施設又はイベント関連施設内のテナント事業者ですか。

いいえ

協力金の申請はできません。

はい

生活必需物資の売り場又は生活必需サービスの提供を行う店舗ですか。

いいえ

各要請期間において、特措法に基づく要請(別表1参照)に協力しましたか。

いいえ

はい

入居する施設の休止により営業できない状態でしたか。

いいえ

はい

はい

協力金の申請ができます(P.8 参照)。

映画配給事業者 要件確認フローチャート

特定大規模施設である映画館に映画作品を配給していますか(テナント映画館への配給は対象外です)。

いいえ

協力金の申請はできません。

はい

配給先の映画館は、各要請期間において、特措法に基づく要請(別表1参照)に協力しましたか。

いいえ

はい

映画館が要請に応じたことにより、配給している映画作品が上映できなくなったことがありますか。

いいえ

はい

協力金の申請ができます(P.11 参照)。

I 支給要件

協力金は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という。)に支給します。
なお、協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1度です。

- 1 京都府内で、特定大規模施設を運営している事業者若しくは特定大規模施設又はイベント関連施設内で一般消費者向けに店舗を営業しているテナント事業者又は非飲食業カラオケ店を運営している事業者であること。
- 2 要請発表日(9月9日)以前に対象施設の営業を開始している者であること。
- 3 要請期間のうち、休業・時短営業の協力開始日から各要請期間の終期まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じた者であること。
※ 休業・時短営業の協力開始日以降、各要請期間の終期までの間に、要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。
※ 準備の都合など特別な事情があり、各要請期間の初日から要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から要請に応じたことが必要です。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。
 - 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
 - 京都府「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(例)(標準的対策)」(京都府HP)
https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/guideline_rei.pdf
 - より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)(京都市観光協会HP)
<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
- 5 本要請期間に関し、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた場合は、本協力金の支給は受けられません。
- 6 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

II 支給額（特定大規模施設運営事業者） ※映画館を除く。

床面積の合計が1,000 m²を超える特定大規模施設の運営事業者に対し、時短要請に協力いただいた場合は、施設の面積やテナント店舗の数等並びに短縮した営業時間の割合に応じた額を、協力日数分支給します。

なお、定休日等の店休日は、協力金の支給対象となる協力日数には含みません。

■支給額

$(A+B+C) \times$ 要請に応じて短縮した営業時間※1 / 本来の営業時間※2。

A 自己利用部分の協力面積に応じた単価（P. 6A参照）

自己利用部分の協力面積 2,000 m²未満は 20 万円/日

2,000 m²以降、1,000 m²毎に 20 万円/日を加算

B 要請に応じたテナント店舗等の数 × 2 千円/日（P. 7B参照）

（要請に応じたテナント店舗及び特定百貨店店舗（飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗を除く。）が合わせて 10 以上存在する施設に限る。）

C 要請に応じた特定百貨店店舗の数 × 2 万円/日（P. 7C参照）

（要請に応じた特定百貨店店舗を有する施設に限る。）

※1 要請に応じて短縮した営業時間とは、法に基づく要請を行っている 20 時（プラネタリウム又はイベント開催の場合は 21 時）から、本来の閉店時間までの時間をいいます。

※2 本来の営業時間とは、要請対象外の店舗と、飲食店として協力金の支給を受ける店舗を除き、通常の営業において最も早く営業を開始する部分の営業開始時間から、最も遅く営業を終了する部分の営業終了時間とします。

例えば、通常の営業において、最も早く営業を開始するA店の営業時間が 10 時から 20 時、最も遅く営業を終了するB店の本来の営業時間が 17 時から 22 時の場合、本来の営業時間は 10 時から 22 時の 12 時間とします。

1日あたりの支給額計算

$$(A+B+C) \times (\text{本来の営業終了時間}-20\text{時}) \div \text{本来の営業時間}$$

A:自己利用部分の協力面積に応じた単価
1,000㎡当たり 20万円/日

B:要請に応じたテナント店舗・特定百貨店店舗
の数(10以上) × 2千円/日

C:要請に応じた特定百貨店店舗の数
× 2万円/日

※ 本館・別館等、建物に独立性がある場合
それぞれの建物で申請が可能

(例)・自己利用部分の協力面積 :3,400㎡
・テナント店舗+特定百貨店店舗 :50店舗
・特定百貨店店舗 :30店舗
・通常営業時間 :10時~22時まで(12時間)
・時短営業時間 :10時~20時まで

A:20万円 × 3 (3,400㎡) = 60万円
B:2千円 × 50店舗 = 10万円
C:2万円 × 30店舗 = 60万円

$$(A+B+C) = 130\text{万円}$$

$$130\text{万円} \times (22\text{時}-20\text{時}) \div 12\text{時間} = 21.7\text{万円}$$

$$\text{1日あたりの支給額} = 21.7\text{万円}$$

A 自己利用部分の協力面積に応じた支給額(1,000㎡あたり 20万円/日)

自己利用部分の協力面積

大規模施設運営事業者自らが、直接一般消費者向けに事業を行っている部分で、要請に応じて営業時間の短縮を行った部分

支給額の計算

(例)自己利用部分の協力面積2,000㎡未満



20万円 × 1単位 = 20万円/日

(例)自己利用部分の協力面積3,000㎡未満



20万円 × 2単位 = 40万円/日

以降、1,000㎡毎に20万円/日 を加算

※面積ごとの単位について

0㎡~1,999㎡	1単位
2,000㎡~2,999㎡	2単位
3,000㎡~3,999㎡	3単位

以下省略

※自己利用部分に含まないもの

テナント店舗、特定百貨店等店舗(C)、トイレ、駐車場、事務所等の、自らサービスの提供を直接的に行っていない部分は含まない。



→ 自己利用部分面積に含まない。

(注1) 自己利用部分面積について

大規模小売店舗立地法の適用がある施設(ショッピングセンター等)については、同法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、店舗の屋内に存する集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含むものとします。

なお、テナント店舗、特定百貨店店舗、生活必需物資の売場、生活必需サービスを提供する店舗及び飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗の面積は除きます。

大規模小売店舗立地法の適用がない施設は、施設の面積から、一般消費者向けのサービス提供等を直接的に行っていない部分(階段、エスカレーター、エレベーター施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫等)及びテナント店舗、特定百貨店店舗、生活必需物資の売場、生活必需サービスを提供する店舗及び飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗の面積を除くものとします。

B テナント店舗等の把握・管理に係る加算額(1店舗あたり2千円/日)

特定大規模施設内に要請に応じたテナント店舗及び特定百貨店店舗(C参照)が、合わせて10店舗以上ある場合のみ支給します。同一事業者の店舗が複数ある場合は、複数店舗と数えます。

テナント店舗等の把握・管理に係る加算額



大規模施設内に10店舗以上の要請に応じたテナント・特定百貨店店舗がある場合
要請に応じた店舗数 × 2千円
が加算支給される
(要請に応じた店舗が9以下の場合を対象外)

大規模施設内に同一の事業者の店舗が複数ある場合
⇒複数の店舗と数える

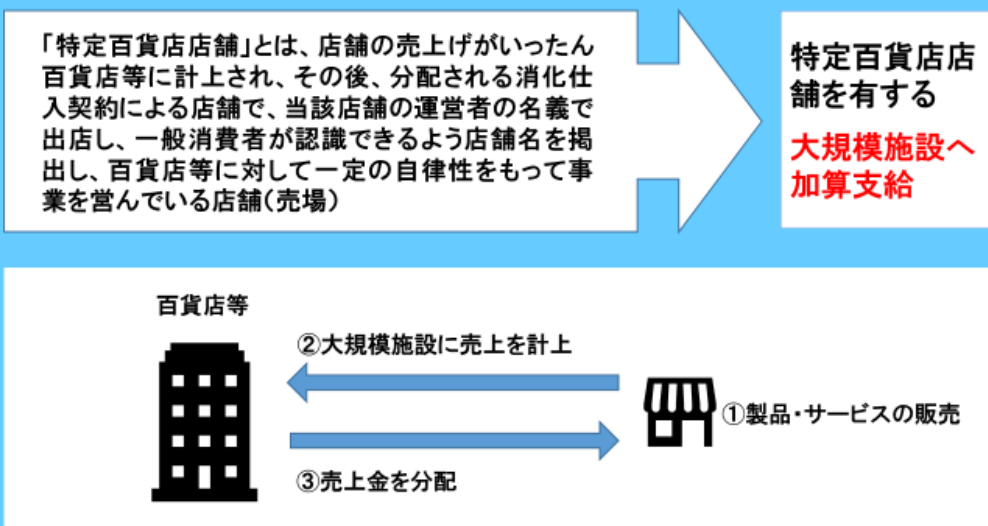
C 特定百貨店店舗に係る加算額(1店舗あたり2万円/日)

「特定百貨店店舗」とは、店舗の売上げがいったん百貨店等に計上され、その後、分配される消化仕入契約による店舗で、当該店舗の運営者の名義で出店し、一般消費者が認識できるよう店舗名を掲出し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗(売場)をいいます。

※消化仕入契約であっても、一定の自律性をもった店舗の形態がない場合(棚単位で取り扱うブランドが異なり、当該ブランド毎に売上げが分配される場合など)は除きます。

※「特定百貨店店舗」の運営事業者は、協力金の支給対象になりません。協力金は特定百貨店店舗を有する百貨店等の特定大規模施設の運営事業者へ支給されます。

特定百貨店店舗



Ⅲ 支給額（テナント事業者）

床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設又はイベント関連施設内のテナント事業者に対し、時短要請に協力いただいた場合は、店舗面積や短縮した営業時間の割合に応じた額を、協力日数分支給します。

なお、定休日等の店休日は、協力金の支給対象となる協力日数には含みません。

■支給額

面積単価※1 × 要請に応じて短縮した営業時間※2 / 本来の営業時間

※1 面積単価：店舗面積200㎡未満は2万円/日

200㎡以降、100㎡毎に2万円/日を加算

※2 要請に応じて短縮した時間とは、法に基づく要請を行っている20時（映画館等又はイベント開催の場合は21時）から、本来の閉店時間までの時間をいいます。

1日あたりの支給額計算

面積単価 × (本来の営業終了時間 - 20時※)
÷ 本来の営業時間

面積単価

店舗面積100㎡当たり 2万円/日

※面積ごとの単位について

1㎡～199㎡	1単位
200㎡～299㎡	2単位
300㎡～399㎡	3単位

以下省略

(例) 店舗面積200㎡以上300㎡未満



2万円 × 2単位 = 4万円/日

(例) 店舗面積 150㎡

本来の営業時間 11時～23時(12時間)



面積単価: 2万円 × 1 = 2万円

2万円 × (23時 - 20時※)

÷ 12時間 = 5,000円/日

(例) 店舗面積 250㎡

本来の営業時間 10時～22時(12時間)



面積単価: 2万円 × 2 = 4万円

4万円 × (22時 - 20時※)

÷ 12時間 = 7,000円/日

(千円未満切上げ)

※ イベント関連施設(劇場や運動施設等)でイベント開催(観客を入れる公演や大会等)の場合は、20時を21時に置き換えてください。

IV 支給額（特定大規模施設である映画館運営事業者）

※大規模施設のテナントとして入居する映画館はP.8を参照してください。

床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設である映画館の運営事業者に対し、時短要請に協力いただいた場合は、施設の面積や常設のスクリーン数に、短縮した営業時間の割合や、減少した上映回数の割合を乗じた額を協力日数分支給します。

なお、定休日等の店休日は、協力金の支給対象となる協力日数には含みません。

■支給額

以下のAとBの合計額を支給します。

A：面積単価※1 × 要請に応じて短縮した営業時間※2 / 本来の営業時間

※1 面積単価：自己利用部分の協力面積2,000㎡未満は20万円/日

2,000㎡以降、1,000㎡毎に20万円/日を加算

(P.10参照)

※2 要請に応じて短縮した時間とは、法に基づく要請を行っている21時から、本来の閉店時間までの時間をいいます。

B：（スクリーン毎に）

2万円 × 時短により上映できなくなった回数 / 本来の上映予定回数

1日あたりの支給額 = A + B

A: 自己利用部分の協力面積に応じた単価(※)
× (本来の営業終了時間 - 21時)
÷ 本来の営業時間

※協力面積1,000㎡当たり20万円/日

B: (常設のスクリーン毎に)
2万円 × 時短により上映できなくなった回数
÷ 本来の上映予定回数

(Aの例)

- ・自己利用部分の面積 : 2,400㎡
- ・本来の営業時間 : 9時～23時まで(14時間)
- ・時短営業時間 : 9時～21時まで


40万円(2,400㎡) × (23時 - 21時)
÷ 14時間 = 5.71万円/日

A = 5.71万円

(Bの例)


スクリーン1

本来上映予定回数 6回
時短により上映できなかった回数 2回

 2万円 × 2回 ÷ 6回
= 6,666円/日

スクリーン2

本来上映予定回数 6回
時短により上映できなかった回数 0回

 2万円 × 0回 ÷ 6回
= 0円/日

B = 0.66万円

※各営業日毎に算定する。

A + B = 5.71万円 + 0.66万円 = 6.37万円

1日あたりの支給額 = 6.4万円
(千円未満切上げ)

A 自己利用部分の協力面積に応じた支給額(1,000 m²あたり 20 万円/日)

自己利用部分の協力面積

映画館運営事業者自らが、直接一般消費者向けに事業を行っている部分で、要請に応じて営業時間の短縮を行った部分

支給額の計算

(例)自己利用部分の協力面積2,000m²未満



20万円×1単位=20万円/日

(例)自己利用部分の協力面積3,000m²未満



20万円×2単位=40万円/日

⋮

以降、1,000m²毎に20万円/日 を加算

※面積ごとの単位について

0m ² ～1,999m ²	1単位
2,000m ² ～2,999m ²	2単位
3,000m ² ～3,999m ²	3単位

⋮ 以下省略

※自己利用部分に含まないもの

テナント店舗、特定百貨店等店舗(C)、トイレ、駐車場、事務所等の、自らサービスの提供を直接的に行っていない部分は含まない。



→ 自己利用部分面積に含まない。

(注1) 自己利用部分面積は、施設の面積から、一般消費者向けのサービス提供等を直接的に行っていない部分(階段、エスカレーター、エレベーター施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫等)及び飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗の面積を除くものとします。

常設のスクリーンを有する上映室は自己利用部分面積に含まれます。

V 支給額（映画配給事業者）

特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ映画を配給する事業者に対し、映画館が時短要請に応じた期間において、映画配給事業者が自身の配給する作品を上映する予定であったスクリーンにつき、配給作品が上映できないこととなった回数に応じた額を支給します。

なお、テナントである映画館への映画配給については、対象外です。

■支給額（日額）

$2万円 \times \text{配給作品が上映できなくなった回数} / \text{当該スクリーンの本来上映予定回数}$

※本来上映予定回数は、配給作品単位ではなく、他配給事業者の上映作品を含めたスクリーン全体の上映予定回数です。

※上映予定スクリーンが複数ある場合は、スクリーン毎に算定し、合計額を支給します。

※各協力日毎に算定し、合計額を支給します。

◆映画館の時短営業による影響

映画館が要請に応じて営業時間を短縮した日において、

配給する作品を上映予定であったスクリーン1面につき、以下の額を支給

$2万円 \times \text{配給作品が上映できなくなった回数} \div \text{当該スクリーンの本来上映予定回数}$ ※

※本来上映予定回数は、配給作品単位ではなく、他配給事業者の上映作品を含めたスクリーン全体の上映予定回数です。

(例) X日


スクリーン1

本来上映予定回数 6回
上映できなかった回数 1回

 $2万円 \times 1回 \div 6回$
=3,333円/日

スクリーン2

本来上映予定回数 6回
上映できなかった回数 2回

 $2万円 \times 2回 \div 6回$
=6,666円/日


支給額/日 =10,000円

(千円未満切上げ)

Y日


スクリーン1

本来上映予定回数 6回
上映できなかった回数 0回

 $2万円 \times 0回 \div 6回$
=0円/日

スクリーン2

本来上映予定回数 6回
上映できなかった回数 1回

 $2万円 \times 1回 \div 6回$
=3,333円/日

支給額/日 =4,000円

(千円未満切上げ)

合計支給額

=14,000円

※映画配給事業者ごとに協力金を申請する場合(支給額計算書(様式 F)で計算する場合)と、映画館へ申請を委任する場合(支給額計算書(様式B-2)で計算する場合)では、支給日額を算出する際に千円未満を切上げる関係上、支給額に差が生じる場合があります。

Ⅶ 支給額（非飲食業カラオケ事業者）

面積等に関わらず、日額2万円を休業に協力した日数分支給します。
なお、定休日等の店休日は、協力金の支給対象となる協力日数には含みません。

◆休業要請 R3.9.13(月)~9.30(木)
2万円/日(定休日除く)



2万円×協力日数

Ⅶ 申請手続等

1 申請受付期間等

特定大規模施設の運営事業者	<p>令和3年10月11日(月)～11月1日(月)</p> <p>申請にあたっては、テナント等リスト（様式G）を添付してください。</p> <p><u>これまでの京都府緊急事態措置協力金又はまん延防止等重点措置協力金【大規模施設等への協力金】を申請された方は、マイページへログインして申請してください。</u></p> <p>https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfm2lfqamj9/05PKjA/login.html</p> <p>本協力金ではじめて申請を行う場合は、申請受付後に「大規模施設ID」と「テナント申請用認証番号」が表示されますので、テナント等リストに記載した店舗等の番号（テナントリスト番号）と合わせて周知してください。これらは、施設内のテナント事業者等が申請する際に必要となりますので、早めの申請に御協力願います。</p>
テナント事業者 映画配給事業者 非飲食業カラオケ事業者	<p>令和3年10月11日(月)～11月15日(月)</p> <p><u>これまでの京都府緊急事態措置協力金又はまん延防止等重点措置協力金【大規模施設等への協力金】でWEB申請を行った方は、マイページから申請してください。</u></p> <p>【テナント事業者、映画配給事業者】</p> <p>https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfn3lfqanb1/H1BM64/login.html</p> <p>【非飲食業カラオケ事業者】</p> <p>https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjshn2lfpime4/ah-C4A/login.html</p> <p>本協力金ではじめて申請を行う場合は、施設運営事業者に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」「テナントリスト番号」を確認の上、施設ごとに申請してください。</p> <p>（イベント関連施設内のテナント事業者は、申請にあたって大規模施設ID等は必要ありません。）</p>

2 申請方法

(1) WEB申請（原則としてWEB申請を御利用ください。）

マイページ又は以下の京都府ホームページから申請してください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo4.html>

注 受付期間最終日の23時59分までに申請を完了してください。

申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyoto-daikibo@bsec.jp」からのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

(2) 郵送による申請（原則としてWEB申請を御利用ください。）

※特定大規模施設運営事業者及び映画配給事業者は郵送による申請はできません。

WEB申請を行うための環境がなく、やむを得ず郵送による場合は、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」により、次の宛先へ郵送してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出はご遠慮ください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止大規模施設等 協力金事務局	令和3年11月15日(月) までの消印有効
-----------------------------------------------------------	--------------------------

<郵送による申請にあたって>

※ 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前(法人名、個人事業主名)や施設名(店舗名)を余白や裏面に記載してください。

※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。必要書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。

3 申請書類

別表2～7に定める申請書類を提出してください。

これまでの【大規模施設等への協力金】でWEB申請を行った方は、一部添付書類を省略できます。

郵送で申請される場合は省略できませんので、全ての添付書類を提出してください。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

4 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を郵送します。

審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知の再発行は致しません。

振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。

VIII その他

- 1 同時期に、飲食店等に要請した営業時間の短縮等に対する協力金は、「京都府緊急事態措置協力金（延長分）【飲食店等への協力金】支給要項」により申請してください。
- 2 飲食店等に対する協力金の支給を受ける事業者は、テナント事業者に対する協力金の支給を受けることはできません。
- 3 本要請期間に関し、本協力金とコンテンツグローバル需要創出促進事業補助金、月次支援金又は ARTS 支援事業との併給はできません。
- 4 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は協力金の支給決定を取り消します。この場合、支給した協力金を京都府に返還していただきます。なお、時短営業等の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、事業者名等を公表し、警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 5 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組状況の検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 6 時短要請等の協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。
- 7 審査に必要な限度で、申請書及び提出資料に記載された情報を、他の行政機関等に提供することがあります。
- 8 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を、当該他の行政機関等の求めに応じて提供することがあります。
- 9 京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。

本協力金の申請手続きに関するお問い合わせ先

大規模施設等協力金コールセンター

（新型コロナウイルス感染症拡大防止大規模施設等協力金事務局）

電話番号 075-252-1330 （月～土曜 9:30～17:30 日曜・祝日は休み）

(別表2) 添付書類一覧<映画館以外の特定大規模施設運営事業者>

1	支給額計算書(特定大規模施設の運営事業者)(様式A)
2	テナント等リスト(様式G) ※対象となる店舗がない場合も、「なし」と記載の上、添付してください。
3	各階平面図等 ※テナント等リストに記載の各店舗の区画及び番号、自己利用部分の区画並びに要請対象外の範囲を図示してください。 ※自己利用部分面積が2,000㎡以上の場合は、算定根拠がわかる資料を添付してください。
4	営業時間の短縮状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(営業時間短縮の期間、閉店時間がわかるもの)
<p>次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。</p>	
5	通常(要請対応以前)の営業時間が分かる資料 ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
6	施設の延べ床面積が分かる資料(建物登記簿謄本、不動産契約書、建築計画概要書、大規模小売店舗立地法に基づく届出の写しなど)
7	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
8	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
9	直近の事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一(一) 【個人】確定申告書B 第一表 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。
<p>【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保をお願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。</p>	

(別表3) 添付書類一覧<特定大規模施設内のテナント事業者>

※申請にあたっては、入居する特定大規模施設に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」と「テナントリスト番号」を確認してください(P.13参照)。

1	支給額計算書 ※映画館以外の特定大規模施設内のテナント事業者は(様式C) ※映画館内のテナント事業者は(様式D)
2	営業時間の短縮状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等 (営業時間短縮の期間、閉店時間がわかるもの)
次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。	
3	通常(要請対応以前)の営業時間が分かる資料 ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
4	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
5	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保をお願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。	
郵送による場合の追加書類	
6	申請書(様式1)
7	誓約書(様式2)

(別表4) 添付書類一覧<イベント関連施設内のテナント事業者>

1	支給額計算書(イベント関連施設内のテナント事業者)(様式E)
2	入居する大規模施設の通常(要請対応以前)の営業時間が分かる資料 ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレット、ホームページ等
3	入居する大規模施設の営業時間の短縮状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(営業時間短縮の期間、閉店時間がわかるもの)
4	自己のテナント店舗の営業時間の短縮状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(営業時間短縮の期間、閉店時間がわかるもの)
次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。	
5	自己のテナント店舗の通常(要請対応以前)の営業時間が分かる資料 ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
6	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
7	入居する大規模施設の延べ床面積が分かる資料(建物登記簿謄本、不動産契約書、建築計画概要書など)
8	大規模施設に出店していることがわかる資料(賃貸借契約書など)
9	店舗面積が200㎡以上の場合、店舗面積の算定根拠となる資料
10	大規模施設の外観写真、自己のテナント店舗の写真(店舗名のわかるもの)
11	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
12	直近の事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一(一) 【個人】確定申告書B第一表 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。
【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保をお願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。	
郵送による場合の追加書類	
13	申請書(様式1)
14	誓約書(様式2)

(別表5) 添付書類一覧<特定大規模施設である映画館運営事業者>

1	支給額計算書(映画館運営事業者)(様式B) ※作品の配給を受けるすべての映画配給事業者から時短営業に伴う協力金の申請について委任を受け、代理申請を行う場合は、支給額計算書(映画館運営事業者)(様式B-2)を使用してください。
2	テナント等リスト(様式G) ※対象となる店舗がない場合も、「なし」と記載の上、添付してください。
3	各階平面図等(テナント店舗及び自己利用部分、常設のスクリーンを有する上映室の区画がわかるもの) ※テナント等リストに記載の各店舗の区画及び番号、自己利用部分の区画並びに常設のスクリーン名を対応する区画に明記してください。 ※自己利用部分面積が2,000㎡以上の場合は、算定根拠がわかる資料を添付してください。
4	ブッキングリスト及びスクリーン毎の上映スケジュール (時短営業により上映できなくなった回数わかるもの)
5	営業時間の短縮状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等 (営業時間短縮の期間、閉店時間がわかるもの)
<p>次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。</p>	
6	通常(要請対応以前)の営業時間が分かる資料 ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
7	施設の延べ床面積が分かる資料(建物登記簿謄本、不動産契約書、建築確認済証等)
8	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
9	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
10	直近の事業年度の確定申告書類の写し 法人税確定申告書別表一(一) ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。
<p>【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保をお願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。</p>	

(別表6) 添付書類一覧<映画配給事業者>

※申請にあたっては、特定大規模施設である映画館に「大規模施設 ID」「テナント申請用認
証番号」「テナントリスト番号」を確認してください (P. 13 参照)。

※映画館へ申請を委任している場合は、映画配給事業者からの申請は不要ですが、委任状を提
出してください (提出方法が不明な場合はコールセンターへお問い合わせください)。

1	支給額計算書(映画配給会社)(様式F)
2	映画館毎の配給作品リスト
3	作品を配給する映画館の上映予定スクリーン毎の、上映予定回数と上映できなくなった回数 がわかる資料
次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。	
4	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)(国内の口座に限ります。)
5	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※業務上の取引等に利用する法人口座の口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、 その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出 してください。
【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保を お願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。	

(別表7) 添付書類一覧<非飲食業カラオケ事業者>

1	休業状況が分かる資料 ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等 (休業等の期間、閉店時間がわかるもの)
次の書類は、これまでの【大規模施設等への協力金】 でWEB申請を行った方で、変更がない場合は省略できます。	
2	通常(要請対応以前)の営業日が分かる資料 ※営業日が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
3	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
4	JASRACの利用許諾書の写し
5	店舗の写真(店舗名のわかるもの)
6	代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等) ※当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(支店長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。 なお、有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
7	直近の事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一(一) 【個人】確定申告書B 第一表 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。
【注】添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データでも構いませんが、書類の記載内容が読めるように解像度の確保をお願いします。またイラストレーターによるデータには対応できません。	
郵送による場合の追加書類	
8	申請書(様式1)
9	誓約書(様式2)

京都府緊急事態措置協力金 F A Q

項目	質問	回答
1	要請に応じた場合、協力金の支給対象者を教えてほしい。	本要項による支給対象者は、特定大規模施設の運営事業者、テナント事業者及び非飲食業カラオケ事業者です。 なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人は除きます。
2	非飲食業カラオケ店とは何か。	飲食店営業許可等を受けていない小規模（床面積1,000㎡以下）のカラオケ店をいいます。
3	テナント事業者の定義は何か。	契約に基づき特定大規模施設又はイベント関連施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、一般消費者向けに、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む者をいいます（飲食店又は非飲食業カラオケ事業者として協力金の支給を受ける者及び特定百貨店店舗を営む者は除きます）。
4	特定百貨店店舗とは何か。	床面積が1,000㎡を超える百貨店等において、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗で、店舗の売上げがいったん百貨店等に計上され、その後、分配される消化仕入契約による店舗で、一般消費者が認識できるような店舗名を掲出している店舗（売場）をいいます。 なお、消化仕入契約であっても、一定の自律性をもった店舗の形態がない場合（棚単位で取り扱うブランドが異なり、当該ブランド毎に売上げが分配される場合など）は除きます。
5	特定百貨店店舗に対する協力金はどうなるのか。	百貨店等の運営事業者に対し、特定百貨店店舗数に応じて協力金が支給されます。 特定百貨店店舗の運営事業者は、本要項による直接の協力金支給対象者ではありませんが、特定百貨店店舗1店舗当たりの協力金については、最終的には各特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。
6	特定大規模施設以外の要請対象大規模施設の運営事業者は、協力金の支給対象者ではないのか。	本協力金の支給対象者ではありませんが、国の補助制度の対象となる可能性があります。 ・ARTS for the future!事業 博物館、美術館、水族館、動物園等での展示活動のキャンセル料補助等。詳細はARTS for the future!事務局へお尋ねください。 電話番号:0120-510-335 ・J-LODlive2（キャンセル料支援） 公演や展示会の延期・中止、遊園地・テーマパークの休園に伴うキャンセル料補助等。詳細はJ-LODlive2事務局へお尋ねください。 電話場号:0120-687-322
7	要請期間中、全ての日において、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	要請期間中の全ての日において要請に御協力ください。 事情により協力開始が遅れた場合も理由書の添付をいただいた上で、協力金の対象としますが、協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じていただく必要があります。
8	緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたが、当初の要請期間終了後から通常営業を予定しており、すぐに要請に応じることができない事情がある。延長後から一時的に営業した場合、それまでに要請に応じた期間の協力金は支給されないのか。	事情により、延長後から一時的に要請に応じられなかったとしても、延長前の要請期間終了まで連続して協力いただいております。延長後も可能な限り早い日から要請期間終了まで連続して要請に協力いただいた場合、協力期間については支給されます。

京都府緊急事態措置協力金 F A Q

項目	質問	回答
9	特定大規模施設の運営事業者とは誰を指すのか。	別表1に掲げる特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者で、施設の管理運営権等の権限により、営業時間の短縮等を決定した者です。
10	特定大規模施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在するショッピングモール等において、テナントとして1,000㎡を超える店舗が出店している場合、この店舗は特定大規模施設となるのか。テナント店舗となるのか。	ショッピングモール等が特定大規模施設となり、施設内の店舗はテナント店舗となります。
11	特定大規模施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在しない施設において、入居する店舗がそれぞれ休業・営業時間短縮等を決定している場合、当該施設の管理者及び店舗の運営事業者は協力金の支給対象か。	当該施設の管理者は特定大規模施設の運営事業者には該当しないため、支給対象外です。 当該施設等に入居する店舗が、別表1に掲げる施設で、1,000㎡を超える場合は特定大規模施設となり、その運営事業者は支給対象です。 当該施設等に入居する1,000㎡以下の店舗の運営者はテナント事業者には該当しないため、支給対象外です。
12	通常営業で、20時まで営業していた特定大規模施設が、19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	協力金の支給は、法に基づく要請を行い、これに協力いただいた事業者を対象としております。 19時までの営業時間の短縮は、法に基づく要請を行っていないため、支給されません。
13	通常営業で、22時まで営業していた特定大規模施設が、要請に応じて19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいておりますので、支給されます。 ただし、協力金の支給対象は、法に基づく要請を行っている20時以降の2時間分です（映画館又はプラネタリウムの場合は21時までの時短要請のため、1時間分です）。
14	自分が出店している施設の床面積が、1,000㎡を超えているかどうか分からない。	施設の管理者等にお尋ねください。
15	テナント事業者 大規模施設の敷地内で、飲食品の移動販売等を行っていたが、施設の営業時間の短縮に伴い時短営業した場合、協力金の支給対象となるか。	施設運営者との契約に基づき、継続的に事業を行っていたことが確認できる場合は、支給対象となります。 ・飲食店として飲食スペースを設け、通常時は20時以降の営業を行っていた場合は、飲食店に対する協力金が支給されます。 ・上記の飲食店以外の場合は、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
16	テナント事業者 同じ施設に出店しているのに、飲食店とそれ以外では協力金の支給額や、取り扱いが異なるのはなぜか。	要請内容や目的が異なるため、別制度となっています。 飲食店に対しては、飲食時の感染リスクが特に高いと指摘されていることから、個別の店舗に対し休業や時短営業を要請していますが、大規模施設に対しては、人流を抑制する観点から施設全体に対して要請を行っています。
17	テナント事業者 一つの大規模施設内に、同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、協力金の支給額はどうか算定されるのか。	同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、全ての店舗の面積を合算し、その面積に応じた額を支給します。
18	その他 時短要請に応じた場合の協力金の算定について、「本来の営業時間」は、どのように考えるのか。	特定大規模施設については、要請対象外の店舗と、飲食店として協力金の支給を受ける店舗を除き、通常の営業において最も早く営業を開始する店舗の営業開始時間から、最も遅く営業を終了する店舗の営業終了時間とします。 例えば、通常の営業において、最も早く営業を開始するA店の営業時間が10時から20時、最も遅く営業を終了するB店の本来の営業時間が17時から22時の場合、本来の営業時間は10時から22時の12時間とします。 テナント事業者については、自身が運営する店舗に限ります。
19	テナント事業者 特定大規模施設内にテナント店舗は10以上あるが、要請対象外のため休業していない生活必需物資売り場等を除くと10未満となる場合、テナント事業者等把握管理等に係る加算分は支給されないのか。	特定大規模施設の運営事業者に対し、施設内の協力金の支給対象テナント店舗の管理把握等の負担を考慮し加算するものであるため、協力金の支給対象となるテナントが10未満の場合は支給されません。
20	テナント事業者 本協力金と、国の月次支援金や、ARTS for the future事業、J-LODive事業による支援を併せて受けることはできるか。	左記の国支援制度は、本協力金と併給できないこととされています。 他の支援制度を検討される場合も、併給の可否を、それぞれの制度の所管窓口にご確認ください。

使用制限対象施設一覧(9月13日～9月30日)

対象地域: 京都府全域

1 飲食店等への要請〔特措法第45条第2項に基づく〕

種類	施設例	要請内容
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービ スを除く)	飲食店(居酒屋を含む)	(酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含 む。以下同じ。) ・カラオケ設備提供をする場合) ▪施設の休止
	喫茶店等	
	カラオケ喫茶	
	バー(接待や遊興を伴わないもの)	
遊興施設 ※食品衛生法に基づく飲食 店営業の許可等を受けてい る施設	バー(接待や遊興を伴うもの)	(酒類提供・カラオケ設備提供しない場合) ▪営業時間短縮(5時～20時)
	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	スナック	
カラオケ	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許 可等を受けていない店舗を含む)	(酒類提供・カラオケ設備提供しない場合) ▪営業時間短縮(5時～20時)
結婚式場	結婚式場 ※ホテル・旅館等での結婚式を含む	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ▪酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ▪営業時間短縮(5時～20時) 〔法に基づかない働きかけ〕 ▪1.5時間以内の開催 ▪参加人数50人以下かつ収容率50%以内

(注)インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。
ただし、感染防止対策の徹底や入場整理、酒類提供、カラオケ設備使用の休止は要請の対象。

【営業にあたっての要請事項】

〔特措法第45条第2項に基づく要請〕

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置、施設の消毒及び換気の実施
- 入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置の周知
- 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場の禁止(入場済みの者の退場を含む)
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止対策の実施

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- CO2センサーの設置
- 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)
- (法に基づかない働きかけ)
- 感染防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知

2 飲食店等以外への要請

(1) 営業時間短縮の要請をする施設

種類	施設例	要請内容
商業施設	大規模小売店	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 [特措法第24条第9項に基づく要請] ・営業時間短縮(5時から20時まで) ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗(売場)を除く</p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 [法に基づかない働きかけ] ・営業時間短縮(5時から20時まで) ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗(売場)を除く</p>
	百貨店	
	スーパー	
	ショッピングセンター(地下街を含む)	
	靴屋	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	雑貨屋	
	自転車屋	
	ホームセンター	
	リサイクルショップ	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	たばこ・喫煙具専門小売業	
	建築材料小売業	
	自動車(二輪自動車含む)販売店	
	カー用品店	
	花屋	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
おもちゃ屋、鉄道模型屋		
囲碁・将棋盤店		
DVD/ビデオショップ・レンタル		
アウトドア用品、スポーツグッズ店		
ゴルフショップ		
土産物店		

遊技施設	マージャン店	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗(売場)を除く	
	パチンコ店		
	ゲームセンター 等		
遊興施設	個室ビデオ店		【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 〔法に基づかない働きかけ〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗(売場)を除く
	射的場		
	勝馬投票券発売所 等		
サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯		
	リラクゼーション		
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)		
	ペット美容室(トリミング)		
	旅行代理店(店舗)		
	アイドルグッズ専門店		
	ネイルサロン(保健所に届けている理美容所は除く)		
	まつげエクステンション専門店(ヘアカット等は行わない理美容所)		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	美術品販売		
展望室			

(注)生活必需物資:食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料(特措法施行令第11条第7号)、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具

〔特措法第45条第2項に基づく要請〕

※1,000 ㎡超の大規模商業施設の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「入場者の整理等」という。)を行うこと。

(実施例)

- ・センサーやサーモカメラ等の設置、従業員による入場者数の計測などにより、滞留者の把握に務め、人数管理を行う。
- ・出入口が多い施設などで、人数把握が難しい施設については、出入口を制限するなどし、入場者等の把握に務める。
- ・繁忙期、もしくは7月前半の5割程度の入場上限数を予め設定し、制限数を超えるときは入場制限を行う。なお、入場制限については、入場整理券等の活用も検討する。
- ・このほか、例えば、滞留者が消防法の基準(4㎡に1人)以上を目安にすることも検討する。
- ・入場制限を行う際などは、利用者が入場制限がわかるようモニターや張り紙等により明示する。これにより難しい場合は、従業員が直接声かけするなど、利用者への周知を図る。

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- ※ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。
- ※ 1,000 ㎡超の大規模商業施設以外の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。(1,000㎡以下は、働きかけ)
- ※ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ※ 発熱その他の症状を呈している者の入場を禁止すること。
- ※ 土日における生活必需物資のバーゲンセール等集客を目的とした催し物開催を自粛すること。
- ※ 感染防止のための「入場者の整理等」の実施状況をホームページ等で広く周知すること。
- ※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第45条第2項に基づく要請の対象となる。
- ※ 飲食店等の取扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第45条第2項)に準じる。

(2) イベント関連施設

種類	施設例	要請内容
劇場、映画館等	劇場	[特措法第24条第9項] ・人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 ・21時までの営業時間短縮要請 ただし、イベント開催以外の場合
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム ライブハウス 等	
集会・展示施設	集会場	1,000㎡超: 20時までの営業時間短縮要請 1,000㎡以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要 ※映画館については、上映時間において21時までの営業時間短縮を要請
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設・遊技施設	体育館	[特措法第24条第9項] ・人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 ・1,000㎡超: 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
	スケート場	
	水泳場	
	屋内テニス場	
	柔剣道場	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ・スポーツジム	
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	
	野球場	
	ゴルフ場	
	陸上競技場	
	屋外テニス場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
テーマパーク		
遊園地 等		
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館	
	水族館、動物園、植物園 等	
葬祭場	葬儀場	[法に基づかない働きかけ] ・酒類提供の自粛

[特措法第24条第9項]

- ※ 1,000㎡超の大規模商業施設以外の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。(1,000㎡以下は、働きかけ)
- ※ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ※ 発熱その他の症状を呈している者の入場を禁止すること。
- ※ 土日における生活必需物資のバーゲンセール等集客を目的とした催し物開催を自粛すること。
- ※ 感染防止のための「入場者の整理等」の実施状況をホームページ等で広く周知すること。
- ※ 飲食店等の取り扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第45条第2項)に準じる。

3 その他〔特措法第24条第9項〕

種類	施設例	要請内容
社会福祉施設等	保育所 介護老人福祉施設 等	▪感染防止対策の徹底
学校、大学、学習塾等	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 大学 専修学校 各種学校などの教育施設 自動車教習所 学習塾 等	▪部活動の自粛 ▪オンラインの活用 ▪学校教育活動を行うにあたって、感染防止策を徹底
図書館	図書館	[法に基づかない働きかけ] ▪適切な入場整理
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)	▪感染防止対策の徹底
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	理髪店 美容院 銭湯(公衆浴場) 郵便局 メディア 貸衣装屋 不動産屋 火葬場 質屋 獣医 修理店(時計、靴、洋服等) ランドリー クリーニング店(取次店含む) ごみ処理関係 神社 寺院 教会	▪適切な入場整理 ▪酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

(注)上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も対象外